

## 日本ラテンアメリカ学会

### 理事選挙施行細則

1. 選挙管理委員会において委員長を互選し、委員長は委員会を代表・統轄する。

2. 下記の職務を行う。

- (1) 選挙日程の決定と広報活動
- (2) 選挙人名簿および被選挙人名簿の作成
- (3) 被選挙人名簿（氏名のみ 50 音順に記載）に基づく選挙の公示
- (4) 開票作業
- (5) 選挙結果の確定

①得票数に基づいて 15 名の理事当選者と次点候補者を確定する。

②得票数上位 15 名のなかに、東日本・中部日本・西日本の各ブロック所属の会員が、少なくとも 1 名でも含まれていれば、その 15 名が当選となる。だが含まれていない場合には、15 名に加えて、そのブロック（1 もしくは 2 ブロック）の最高得票者を当選者とする。

③会員の所属地域ブロックは勤務先の所在地によって決定する。勤務先が 2 つ以上のブロックにまたがる場合、あるいは勤務先がない場合には、本人の申し出に従って所属地域ブロックを決定する。

(6) 選挙データの管理

(7) 当選者に対する選挙結果の通知

理事当選者および次点候補者に選挙結果を通知する。原則として辞退は認めないが、過去に理事を 5 期もしくは理事長を 2 期務めた者で、辞退の申し出があった場合には、辞退を承認する。また、6 ヶ月以上の国外滞在、本人の療養・入院、その他止むを得ない事由で辞退の申し出があり、選挙管理委員会が理事としての職務遂行が不可能・困難であると判断した場合は、辞退を承認する。必要に応じ、公文書等によってその事由の証明を選挙管理委員会が求めることがある。なお、新理事会発足後の辞退の申し出については、理事会の判断に委ねる。

(8) 理事長・会員に対する選挙結果の報告

①選挙管理委員会が理事当選者を確定した時点で、理事長に速やかに選挙結果を報告する。また、学会ホームページなどを利用して、選挙結果を公示する。

②総会で選挙結果を報告し、理事当選者および次点候補者を提案する。

③理事会、会員からの選挙経過・選挙結果に関する質問に答える。

(9) 施行細則の制定

(10) その他

選挙終了後、任期終了時まで選挙データを管理する。任期終了後の管理は新選挙管理委員会に委ねる。

この施行細則は 2001 年 6 月 27 日から施行する。

この施行細則は 2005 年 12 月 10 日に一部改訂した。

この施行細則は 2007 年 6 月 2 日に一部改訂した。

この施行細則は 2019 年 1 月 27 日に一部改訂した。

この施行細則は 2020 年 1 月 26 日に一部改訂した。

この施行細則は 2022 年 9 月 24 日に一部改訂した。